

<p>公的支援</p>	<p>諸外国の民間養子縁組機関の財政的な基盤や運営について教えてください。自治体などから公的な補助金を受けているのでしょうか。また、民間支援はあるのでしょうか。日・米・英・韓それぞれの国の話を聞いて、日本には養子縁組後の金銭的な支援が足りないと思いました。増税によってそれは改善されるのでしょうか。</p> <p>金銭的支援として養親への支援も諸外国にはありますが、本当に必要なかが疑問です。養親希望者は金銭的支援がなくても育てたいという気持ちがあり、支援がなくても育てられる人が育てるべきではないかと思っています。金銭的支援があることによって弊害などはないのでしょうか？</p>
-------------	--

(姜氏)

韓国で2012年8月から施行されている改正法では、養親の審査が非常に厳格化され経済的な状況も含めて審査していますので、(金銭的な)支援がなくても子どもを養育できる人でないと養親にはなれません。ただ、実際にその役割を担っている養親に対し国からの支援があるということは、『養子制度は児童福祉の一環である』ということの象徴的な意味は大きいのではないかと思います。

(後藤氏)

たとえばイギリスでは、金銭的支援をすることによって、経済的理由だけで養親になることをあきらめることがないように、との狙いがあるそうです。その代わり、養親となるためには厳しい審査があります。経済条件がない代わりに、家族関係や犯罪歴、育児に対する姿勢などが厳しく問われます。双方がそろっていないと金銭支援は諸刃の剣になりかねないと思います。

(小川氏)

日本ではまずは皆さん一人一人、そして国として自治体としての意識改革が必要なのかもしれません。例えば、養子縁組制度に理解が深まり普及して家庭で養育される赤ちゃんが増えると、当然に乳児院へ委託される赤ちゃんは減っていくわけです。今、乳児院にいる子どもたちへかかる費用などは税金で賄われていますが、その税金が養子縁組支援にあてられるという事も可能かもしれません。

育ての親御さんや私共のような事業に対し、政府より金銭的支援が有るのは素晴らしいことだと思います。何より支援が有りますと各団体事業者は安定した運営を見込めますし、また養親にとってもより沢山のお金を、愛する子どもの養育に当てることが可能です。また、国からの支援という事でより透明性のある事業を見込むことも可能です。

ただし、支援が有るとすればご質問にありますように「弊害」が無いように然るべき方法での支援を定めなければならないと思います。例えば、アメリカでは養子縁組裁判が終了し法的に実親子となった「後のみ」、確定申告で掛かった費用の控除がなされ養親への割戻金とする方法があります。このような制度は日本も見習えればいいなと個人的には感じています。

(赤尾氏)

現状では、増税によって養子縁組親子という限られた対象者に支援が回ることはまずないでしょう。「子どもを施設で長期養育しない、子どもに早期に家庭を与える」ということを政府が重視すれば、施設養育を継続するよりもかなりの税金の節約になることがわかっています。そうなれば、今の財政の中でも十分に養子縁組推進のための財源を捻出できると思います。なお、現在、里親委託率 3 割を目指す方向とはなりましたが、養子縁組率を具体的に上げていく方向性は示されていません。

アメリカでは養親さんが養子縁組に要した諸費用の一部を控除してもらえる仕組みになっていて (adoption tax credit, 2014 年は\$13,190 まで)、多くの子どもに家庭を提供したい国の姿勢がうかがえると思います。日本では、養親さんにも養子縁組団体にも助成金はありませんが、養親さんが何らかの助成を受けることになっても、とくに弊害はないと思います。

ただ、面倒な審査や報告の義務はあるでしょうから、それが弊害といえれば弊害です。金銭的支援 (助成金) を養子縁組団体が受ける場合は、報告書作成等の事務作業が増えたり、細かい事業内容についての指導があるといったケースは予想されます (実際にアメリカで起こっているそうです)。助成金は、一人でも多くの子どもに早期に家庭を提供するために制度化されるべきものですので、養親さんや養子縁組団体をかえって制約してしまうものにならないことを切に願います。